

城下町

伝建 かわら版



平成19年5月9日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL23-1160、出石分室：TEL21-9029）

新增築、取り壇しなどの予定はありますか？

～翌年度の補助金申請相談は 6月までに～

市都計審で承認、6月末から規制発効の見込み

去る4月27日、市は豊岡市都市計画審議会（本審）を開催し、審議会は「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区」の決定について原案どおり承認するとともに、その旨市長に答申しました。

今後は兵庫県の同意手続きなどを経て、6月末頃に告示・決定する予定です。

伝建保存地区の決定以降は、地区内の建造物の新築や増改築、取り壇しを行う場合などに規制がかかる、これらの現状変更行為を行う場合は許可申請が必要になります。この場合、一定の基準（許可基準）を満たさなければ現状変更行為は許可されませんので、必ず許可基準を満たす設計内容（又は取り壇し後の整備内容）にしなければなりません。

「許可基準」の内容は、伝建審議会の審議を経たあと、「保存計画¹」において**7月末頃に決定**し、改めてお知らせする予定です。

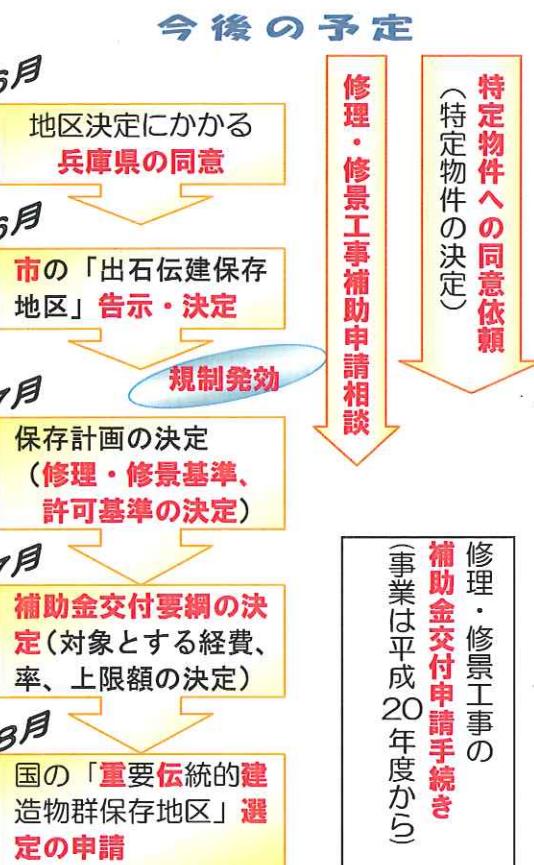
規制とともに補助金の交付も

伝建制度では、規制がかかると同時に、一定の基準（修理基準、修景²基準）を満たした工事経費の一部に対して、市は補助金を交付することができます。補助金が交付される基準となる「修理基準」、「修景基準」の内容も「保存計画」において**7月末頃に決定**します。

また、補助金交付にかかる補助率、上限額などの内容についても、**7月末頃に決定**する予定です。

新築や増改築、取り壇し予定があれば、早急に相談を！

翌年度工事の補助金交付を受けるためには、原則として毎年**6月までに相談**いただく必要があります。設計内容が決まるまでに相談に来ていただく必要がありますので、新築や増改築、取り壇し工事の予定がある場合は、できるだけ早い段階でご連絡いただきますようお願いいたします³。



相談窓口
教育委員会
文化振興課：TEL23-1160
出石分室：TEL21-9029

¹ 保存計画：「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」

² 修景：特定物件以外の建造物で、周囲の歴史的景観に調和するように配慮して新築や増改築などの工事を行うこと。

³ 国の方針により特定物件の修理工事を優先して補助金交付を行います。新築などにかかる修景工事には直ちには補助金交付できないこともありますのでご了承願います。（特定物件：伝統的建造物及び環境要素のうち、所有者の同意を得て保存すべき物件として特定したもの）

前号に掲載した経緯があって、ようやく昭和50年に「伝統的建造物群」は文化財保護法上の文化財に加えられました。これまで3回の連載で伝建制度の必要性や創設の経緯を紹介することにより、「伝建制度の理念」がなんとなくお伝えできたかなあと思うのですが、いかがでしょうか？

今回は必読！ ようやく伝建制度の中身の概略を紹介します。

I 文化財は「伝統的建造物群」

「美しい歴史的町並みを形成しているような、集合して存在することにより価値を発揮する小規模伝統的建造物がある。この集まりを文化財として価値付け、保存しよう。」これが伝建制度のモトです。種といつてもいいですね。だから、文化財なのは「伝統的建造物群」であり、「伝統的建造物群保存地区」ではありません。後で述べるように、伝建地区全体を保存（整備）するのが伝建制度ですが、文化財なのは個々の伝統的建造物の集まりです。このことが後で大事になってきます。

II 「伝統的建造物群」という文化財を構成するのが「特定物件」

「伝統的建造物群を保存しましょう」と言っていても、どの建造物により「伝統的建造物群」という文化財が構成されているのかわからず、具体的に何をどう保存するのかわかりません。そこで、保存方法を明確にするために、保存すべき伝統的建造物を「保存計画」という計画書に記載することにしました。この「保存計画」に掲載された伝統的建造物を「特定物件」と呼びます。

III 「特定物件」は「修理」して保存

文化財である「伝統的建造物群」を保存するということは、個々の「特定物件」を保存することになります。そのため、「特定物件」になった建造物は取り壊して建て替えることをせず、「修理」して保存することにしました。

「ずっと壊さない!? オンボロにならどうするの!?」という声が聞こえてきそうですが、大丈夫！

出石が誇る、かつての芝居小屋「永楽館」のような大規模改修まで「修理」と呼びますので、新築同様のピッカピカにすることも可能です。（どうか修理後の永楽館を見てください！平成20年6月完成予定！！）

ただし、「特定物件」は文化財の構成要素ですから、この場合の「修理」は、単なる修繕ではなく、重要文化財の修復のように「復原」を基本とします。（文化財の場合、「復元」ではなく「復原」と表記するのですが、「忠実に原状に戻す！」という強い意志を感じます。。。）

そのため、基本的に最初に建ったときの状態に戻すようにし、使える材料は原則使って、使えない材料だけを新しいものに取り替える、というのがスタンスです。（「基本的に」とか、「原則」というのが妙味ですね（笑）。）

この約束を定めたものを「修理基準」と名付けて、「保存計画」で決定し公開します。

IV 同意制度と外観保存

この「修理」によって文化財である「伝統的建造物群」を保存していくことになります。

しかし、大きな問題が2つ！

1つは、「勝手に文化財にしておいて保存してくださいと言われても、ちょっと待ってよー！」という点です。そのため、「特定物件」とするためには、その伝統的建造物の所有者の同意が必要とされています。（この同意の「お願い」が4ページの記事です。）

ですから、貴重な伝統的建造物にお住まいでも、勝手に文化財にされることはありませんのでご安心を。

もう1つは、「“復原”なんて言って、いつまでたっても昔のままの住居だったら、暮らしにくくてしょうがないじゃないか！」という点です。これについては、何度も紹介してきましたように、保存するのには外観だけです。建物の中は間取りを変更しようが、引き戸を開けたらシャンデリアがぶら下がっていようが構いません。

自分の好みに合わせた室内デザインにしたり、最新設備機器を設置されたりして、どうか現代的で快適なライフスタイルをお送りください！

「特定物件」以外の増改築工事などは許可制に

これで「伝統的建造物群」を守れそうな気がしてきました。しかし、「特定物件」だけを保存しても歴史的町並みは守れません。町並みは「特定物件」とそれ以外の建造物などで構成されているからです。

そこで、「特定物件」以外の建造物が新築や増改築される場合は、そのまちの歴史性に合わせて規制をかけることにしました（許可制度の導入）。もちろん規制がかかるのは外観のみなので、制約は少ないですね。

また、取り壊しの場合も、取り壊した後の景観が歴史的町並みを壊さないようにする必要があります。そのため、取り壊しについても許可を必要とするようにしました。

「許可制度と言っても、どの程度なら許可が出て、どの程度なら許可が下りないのだろうか・・・？」という疑問がわきますね。そのため、その程度の度合いを「許可基準」と名付けて、やはり「保存計画」で定めて公開することにしました。

環境要素も保全と規制

歴史的で美しい町並みは、建造物だけのお陰ではありません。出石城下町であれば、石垣や堀などの歴史遺産、何十年もかかって生育した大木や生垣の緑も大切な歴史的町並みの要素ですね。

そのような周囲の環境要素も歴史的町並みを形成するために守る必要があることから、重要なものを「環境物件」と名付けて保全することにしました。どの要素を保全するかについては、伝統的建造物と同様に、所有者の同意を得た上で「保存計画」に掲載します。「環境物件」は「特定物件」に含むように位置づけされます。

重要である「環境物件」以外の環境要素についても大切なことに変わりはありません。そのため、伐採などの現状変更行為を行う場合には規制を設けることにしました。この規制の程度も「許可基準」で定めます。（ただし日常の剪定など、申請がいらない場合もあります。）

「修理」には補助金、「修景」にも補助金

これで歴史的町並みが守れそうです。でも、大切な文化財や町並み景観を守るために規制ばかりではそこに住む人々は大変ですよね。

そこで、「特定物件」である伝統的建造物の「修理」や「環境物件」の保全・復旧を「修理基準」に沿って行う場合は、経費の一部に対して補助金を交付することにしました。

ところで、「特定物件」以外の建造物においても歴史的町並みの一部を構成するのだから、伝統的外観形成のための支援策が欲しいですよね。そこで、新築や増改築工事についても、歴史的町並みへの配慮が一定以上なされている場合は、その経費の一部に補助金を交付することにしました。

このような経費に対して補助金を交付するときの基準を「修景基準」と名付けて、「保存計画」で定めて公開します。重要な事柄はすべて「保存計画」で決めるのですね。



以上が伝建制度の概略です。最初に、「伝統的建造物群」という文化財の保存が“種”と説明しました。ならば“花”は何でしょう？ 花（集大成）にあたるのは“まちづくり”です！ そんな話を、またの機会に。。。

—伝統的建造物を残すために—

「特定物件」への同意をお願いいたします

文化財である「伝統的建造物群」は、文字どおり「伝統的建造物」が十分に多く集まって、初めて文化財となります。出石城下町には多くの伝統的な建造物がありますが、ここで言う「伝統的建造物」とは、今から概ね50年以上前に建築された住宅（簡易な住居、倉庫を除く）、土蔵、店舗、門扉などで、**文化財であるため将来も壊すことではなく、傷むたびに「修理⁴」して外観を「保存」していく建造物**を言います。（これを「特定物件」といいます。）

出石城下町の町並みが多大な愛着と魅力を保っているのは、**価値の高い伝統的建造物が多く残っているから**にほかなりません。私たちは、美しいこの歴史遺産を何とか次世代に引き継がなければなりません。

伝統的な建造物を「特定物件」とするためには、「修理」して「保存」することへの所有者の同意が必要です。

教育委員会では、該当しそうな建造物を「特定物件」の候補として概ね把握しており、基本的にはこれらの**伝統的建造物のすべての所有者から「特定物件」の同意を得たい**と考えています。5月中旬から各区で説明会を開催するなどして、該当する所有者に「特定物件」の同意書の提出をお願いする予定です。

点在する伝統的建造物は、壊してしまったら二度とは戻らない“歴史を活かしたまちづくり”的必須装置。そんな“価値ある本物”を大切に守ってきたからこそ、このまちには明るい未来があるのです。

所有者の方もそれ以外の方も、みんなで話し合ってまちぐるみで伝統的建造物を残していくよう、格別のご理解をお願い申し上げます。

地区の歴史紹介～八木町～

本町6ヶ町の一。町名は、山名祐豊が有子山城の城下を開いたとき山名氏の重臣八木氏の居館があったことに由来するという。

華岡青洲に蘭方を学んだ出石藩の藩医杉立以成（賢）は当町に居住した。以成は天保3年（1832）江戸詰の折、将軍奥医師曲直瀬養安院の家臣の娘の乳癌手術に成功し、幕閣・諸大名に名声を博した（御用部屋日記）。

明治期の評論家・女子教育者で「女学雑誌」を創刊し、九段（現東京都千代田区）の明治女子学校の校長を勤めたことなどで知られる巖本善治は、文久3年（1863）出石藩士井上藤平の子として上町に生まれている。

上町の呉服神社は織物の神を祀る。
(上町：内堀の北に並行する東西路の両側町を
堅町といい、その中ほどから北に延びる横町
の通りを境にした東側。西側は下町という。)

出典：「兵庫の地名 I」（平凡社）



伝建審議会 上坂泰三委員さんから一言！

伝建地区の中で、八木区は特にさまざまな商店が立ち並んでいます。看板や店先のデザインなども店によってさまざまであり、伝建制度を取り入れていくには、多くの課題をかかえています。城下町の伝建地区にふさわしい商店街はどうあるべきか、店主や区民の方々と充分に話し合い、出石らしい特色のある町づくりが出来ればと思います。

教育委員会からの“風”

学生の頃の話。中古ながら仲間内で1番に車を買った友達に連れられて、よくドライブに行きました。中でもよく行ったのが「豪邸訪問ツアーア」と名付けた、ある高級住宅街探索でした。その街は別格に美しく、かつ、迫力がありました。敷地も区画の端から端まで生垣や塀だったりするくらいだから、一軒一軒の屋敷 자체がとてもなく大きい。セレブな景色に全く不釣合いなオンボロ車の中で、「おー！」とか「すげ

ー！」とか、ため息混じりに騒ぎながら皆で眺めていました。

貧乏学生の心を惹きつけて何度も通わせた街の名前は、芦屋市六麓荘（ろくろくそう）町。関西VIPが住む、かの有名な高級住宅街です。

六麓荘町は、実は知る人ぞ知る「規制によるまちづくりのパイオニア（先駆者）」でもあります。80年ほど昔に国有林が払い下げられ、「東洋一の住宅街」を目指して“理想のまちづくり”が始まりました。住民は、最低敷地面積、高さ制限、営業行為の禁止、壁面後退、緑化の保全

などを自治意識の中で独自協定として定め、これをかたくなに守って今のステータスを築きました。

まちづくりの規制は、自分たちのために行うものです。自分たちが住みたい町を自分でデザインして、約束を作り、守る。その結果が对外的にも魅力となってブランド化していく。“オンボロ車”は招かざる客でしたでしょうけどね（笑）

みなさんはどんなまちに住みたいですか？どんな「出石城下町」を未来に残しますか？

⁴ 修理：解体修理のようなものまで含みますので、施工方法次第では新築と変わらないように改築することもできます。「保存」するの外観なので、建物の内装は自由にプランを立てることができます。